

保存用**暴風警報・特別警報発令時と大地震等緊急時の登下校について****1 「暴風警報」発令時の対応について**

(1) 登校する以前に、「春日井市」に暴風警報が発令されている場合（または、「愛知県全域」「愛知県西部全域」「尾張東部全域」に発令されている場合）

状 況	対 応	給 食	備 考
①午前7時までに警報が解除された場合	平常どおり授業を実施します	○前日中に給食中止を決定したとき→ 弁当持参 ○前日中に給食中止を決定しなかったとき→ 給食あり	暴風警報が解除され、授業が行われる場合でも、通学路の冠水等により登校が危険なときは、登校させないでください。
②午前7時から午前11時の間に警報が解除された場合	5限より授業を行います	○給食なし（家で食事）	通学班登校での集合時間は、 通常の集合時間の5時間後です。（8時集合なら13時です） 各班の決められた場所に集合し、全員がそろったら出発します。
午前11時をすぎても解除されない場合	当日の授業を中止します		

※台風の強さや進路からみて、翌日の登下校に危険が及ぶと予想される場合、春日井市教育委員会が前日に休校を決定する場合があります。

※①、②の場合、通学路の冠水・河川の増水等により、登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な児童生徒については、自宅待機とし、登校させないでください。

(2) 登校後に、「春日井市」に暴風警報が発令された場合

- ① 気象状況・通学路などの状況を考慮し、児童が安全に帰宅できると判断した場合には、授業を中止し、**速やかに**下校します。下校は、事前に提出いただいた緊急下校方法に基づいて、**通学班下校**、または、**学校に待機**させます。

午前中の授業ができそうな場合は、給食があります。給食を中止する場合については、前日に文書でお知らせします。

- ② 下校することが危険と判断した場合は、学校に待機させます。

※ 通常は、上記の対応ですが、給食の取扱や日課の関係で対応が変更となる場合は、文書・ホーム&スクール・学校HP等でお知らせします。

2 「特別警報」（警戒レベル4以上）発令時の対応について

(1) 児童が登校する以前に、「愛知県全域」「愛知県西部全域」「尾張東部全域」「春日井市」に「特別警報」が発令されている場合

- ① 午前7時の段階で「特別警報」が発令されている場合は、**登校させないでください。**

- ② その日のうちに、特別警報が解除されても、登校させないでください。

- ③ 解除後の授業の再開日時については、ホーム&スクール・学校HPでお知らせします。

なお、ホーム&スクールへの登録がお済みになっていないご家庭は、この機会に是非ご登録をお願いします。

- ④ 授業開始の連絡をさせていただいた際、通学路の冠水や河川の増水等により、登校が危険だと保護者の方が判断された場合は、登校させないでください。その場合は、必ず学校へご連絡ください。

(2) 児童の登校後に、「愛知県全域」「愛知県西部全域」「尾張東部全域」「春日井市」に「特別警報」が発令された場合

- ① 午前7時から本校の始業時間までに「特別警報」が発令された場合は休校です。この場合、児童がすでに登校してしましたら、「学校待機」とします。(状況によっては、「お迎え」をお願いする場合もあります。その場合は、ホーム&スクール・学校HPでお知らせします。)
- ② 発令後、即時に授業等を中止し、児童を校内の安全な場所で待機させます。
- ③ 「特別警報」が解除されても、災害の状況及び気象、通学路の状況等から、児童の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に待機させ、児童の安全を確保します。

安全の確認ができた場合は、学校からホーム&スクール・学校HPで、ご連絡させていただく時間に「お迎え」をお願いします。

3 「東海地方に、非常に大きな地震が発生した場合」の対応について

児童が在校中に「東海地方に非常に大きな地震（春日井市の震度が「5弱以上」の時）が発生した場合」には、児童全員を学校待機とします。保護者もしくは代理の方に、速やかにお迎えをお願いいたします。

● 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの対応について

校外学習の中止や臨時休校の判断をする可能性もあります。ホーム&スクール・学校HPでお知らせします。

※ 状況によっては、ホーム&スクール・学校HP等でお知らせできない場合もありますのでご留意ください。

4 その他の警報（大雨警報・大雪警報）について

- (1) 暴風警報以外は、平常どおり授業を行います。
ただし、通学路・自宅付近の状況（大雨・落雷・出水・塀の倒壊・電線の切断等）により、ご家庭で「登校させるには危険だ」と判断される場合は、自宅待機をさせてください。
また、通学路・自宅付近等で危険な状況が発生した場合には、その状況を学校までお知らせください。
職員が現場に向かい、安全かどうかの確認をします。
- (2) 地域に異常事態・事故発生の場合は、速やかに学校まで連絡してください。

5 その他

- (1) 児童が登校後、道路が通行不能や危険な状態になった場合は、早急に学校へ連絡していただくようお願いいたします。

学校電話番号

51-0109

- (2) 異常気象による登下校情報は、登録いただいたホーム&スクールのアドレスに送信します。なお、同じ情報を学校HPでもお知らせします。

※暴風警報・特別警報発令時と大地震等緊急時の登下校については、学校HP上でも、常時、掲載しております。

学校HPのアドレス

<http://www.kasugai.ed.jp/tamagawa-e/>



- (3) 台風の強さや進路からみて、翌日の登校に危険が及ぶと予想される場合は、春日井市教育委員会が前日に休校を決定する場合があります。また、午前11時までに暴風警報が解除される見込みがないときも、春日井市教育委員会が休校を決定する場合があります。
- (4) 緊急時の下校は、教師引率のもとに児童を下校させます。なお、教師は通学班の集合（解散）場所まで引率し、通学班全員の安全を確認します。もし、自宅もしくは近所の知り合いの家に入れない児童がいたら、該当児童は集合（解散）場所まで戻り、教師とともに学校に帰ります。その場合は、保護者の方にお迎えをお願いいたします。（引率教師は集合場所に10～20分ほど待機します。）